

法務省民二第1643号

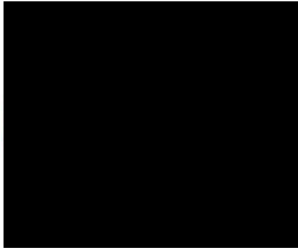
平成23年7月11日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

租税特別措置法第82条の3の規定に基づく外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転登記の税率の軽減に係る国土交通大臣の証明書の様式について（依命通知）

標記の件について、別紙甲号のとおり国土交通省港湾局長から民事局長宛て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



国 港 経 第 3 5 号
平成 2 3 年 7 月 5 日

法務省 民事局長 殿

国土交通省 港湾局長

租税特別措置法第82条の3の規定に基づく外貿埠頭業務用不動産の
所有権の移転登記の税率の軽減に係る国土交通大臣の証明書の様式に
ついて（照会）

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第82条の3及び同法施行規則
（昭和32年大蔵省令第15号）第31条の3の2に規定する外貿埠頭業務用
不動産の所有権の移転登記の税率の軽減に係る国土交通大臣の証明書の様式を
別添のとおりとしたいので、登記手続き上差し支えないか照会します。差し支
えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知願います。

※土地の場合

別紙

登記を受ける物件の表示

土地

所在	地番	地目	地積 (㎡)	権利の種類

※建物の場合

別紙

登記を受ける物件の表示

建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積 (㎡)	権利の種類

法務省民二第1642号

平成23年7月11日

国土交通省港湾局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第82条の3の規定に基づく外貿埠頭業務用不動産の所有権の移転登記の税率の軽減に係る国土交通大臣の証明書の様式について（回答）

本月5日付け国港経第35号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

二 当該土地が、当該物納の許可の申請に係る相続の開始の直前までに当該相続に係る被相続人と環境大臣との間で締結された風景地保護協定(自然公園法第四十三條第一項に規定する風景地保護協定をいい、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に締結されたものであること、当該締結の時から当該相続の開始の直前まで引き続き当該被相続人に対し効力があつたものであること、有効期間が十年以上であることその他政令で定める要件を満たすものに限る。次項において同じ。)の目的となる土地であること。

4 前項の規定の適用を受けようとする者は、物納申請書に、物納に充てようとする同項の土地に係る収納確認書(当該土地が相続税法第四十一條第二項の物納に充てることができる財産(地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借又は質貸借による権利その他土地に関する所有権以外の権利)に当該土地に係る風景地保護協定に基づき設定されているものを除く。が設定されていないものに限る。)であることについての環境大臣の証明書で、当該土地が前項各号に掲げる要件を満たすものであることその他財務省令で定める事項の記載があるものをいう。その他財務省令で定める書類を添付して、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、これらの書類は、同法第四十二條第一項に規定する物納手続関係書類とみなす。

第七十條の十三中「第六十九條の三第一項若しくは第二項、第七十條第六項若しくは第七項、第七十條の二第四項又は第七十條の三第四項の規定による修正申告書又は期限後申告書若しくは第七項、第七十條の二を「修正申告書等をその」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

第六十九條の三第一項若しくは第二項、第七十條第六項(同条第十項において準用する場合を含む。若しくは第七項(同条第十項において準用する場合を含む。))、第七十條の二第四項又は第七十條の三第四項の規定による修正申告書又は期限後申告書(第三項において「修正申告書等」という。))をこれらの申告書の提出期限までに提出しないことにより相続税又は贈与税を免れた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた相続税額又は贈与税額が五百万円を超えるときは、情状により、同項の罰金は、五百万円を超えその免れた相続税額又は贈与税額に相当する金額以下とすることができる。

第七十條の十三に次の三項を加える。

4 法人(相続税法第六十六條第一項に規定する人格のない社団又は財団を含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者(当該社団又は財団の代表者又は管理者を含む。又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、これらの規定の罰金刑を科する。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

6 第四項に規定する社団又は財団について同項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者がその訴訟行為につきその社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二條の二及び第七十三條中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「第七十四條」を「第七十五條」に改め、

第七十六條を削り、「第七十五條」に改め、

第七十四條中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条を第七十五條とし、第七十三條の二を第七十四條とする。

第七十七條の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「(次項において「農用地」という。))」を削り、同条第二項を削る。

第七十八條中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「千分の一」を「千分の一・五」に改める。

第七十九條中「若しくは指示によつて」を「又は指示によつて」に改め、「であり、又は卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第七十三條第一項の規定による認定(昭和四十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間にされたものに限る。))に係るもの」を削り、「若しくは指示又は認定」を「又は指示」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の五

第八十條第一項第二号ロ中「次号ロにおいて同じ」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加(これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。)) 千分の三・五

第八十條の二第一項第三号を次のように改める。

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の三・五

第八十二條中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十二條の二の次に次の一条を加える。

(特定外貨埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十條の三 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第三條第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた株式会社(平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十八号)附則第四條第一項の規定により同法附則第三條第一項に規定する指定法人から特定外貨埠頭の管理運営に関する法律第二條第一項に規定する外貨埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理の業務の用に供する不動産として政令で定めるもの(以下この条において「外貨埠頭業務用不動産」という。))の出資を受けた場合には、当該出資に伴う当該外貨埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の十五とする。

第八十三條の見出しを「認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減」に改め、同条第一項中「認定事業者が」を「認定事業者(次項において「認定事業者」という。))が、認定民間都市再生事業計画(一)に「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「認定計画」の下に「をいう。次項において同じ。))」を「をいう」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生特別措置法第二條第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築(同法第二十一條第一項又は第二十四條第一項の規定による国土交通大臣の認定の日から三年以内(特定民間都市再生事業のうち政令で定めるものについては、五年以内)に於けるものに限る。))をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築物の所有権の保存の登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一・五(平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築する建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の二)とする。

第八十三條第三項及び第四項を削る。

第八十三條の二の見出し中「移転登記等」を「移転登記」に改め、同条第一項中「指名金銭債権の取得にあつては、平成二十三年六月三十日」を「又は指名金銭債権の取得をした場合」又は当該指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利、所有権の移転の登記にあつては「及び」とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一・五を削り、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第一号及び第三項第一号中「すべて」を「全て」に改める。

第八十四條中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第八十四條の五中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「限る」を「限る。次項において「登記の申請」という」に、「この条」を「この項」に、「五千円」を「三千円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、平成二十四年三月三十一日までに登記の申請を行うときにおける同項の規定の適用については、同項中「三千円」とあるのは、「四千円」とする。

第八十七條の五第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十七條の八第四項中「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改める。

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の五

第八十條第一項第二号ロ中「次号ロにおいて同じ」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加(これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。)) 千分の三・五

第八十條の二第一項第三号を次のように改める。

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の三・五

第八十二條中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十二條の二の次に次の一条を加える。

(特定外貨埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十條の三 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第三條第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた株式会社(平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十八号)附則第四條第一項の規定により同法附則第三條第一項に規定する指定法人から特定外貨埠頭の管理運営に関する法律第二條第一項に規定する外貨埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理の業務の用に供する不動産として政令で定めるもの(以下この条において「外貨埠頭業務用不動産」という。))の出資を受けた場合には、当該出資に伴う当該外貨埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の十五とする。

第八十三條の見出しを「認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減」に改め、同条第一項中「認定事業者が」を「認定事業者(次項において「認定事業者」という。))が、認定民間都市再生事業計画(一)に「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「認定計画」の下に「をいう。次項において同じ。))」を「をいう」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生特別措置法第二條第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築(同法第二十一條第一項又は第二十四條第一項の規定による国土交通大臣の認定の日から三年以内(特定民間都市再生事業のうち政令で定めるものについては、五年以内)に於けるものに限る。))をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築物の所有権の保存の登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一・五(平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築する建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の二)とする。

第八十三條第三項及び第四項を削る。

第八十三條の二の見出し中「移転登記等」を「移転登記」に改め、同条第一項中「指名金銭債権の取得にあつては、平成二十三年六月三十日」を「又は指名金銭債権の取得をした場合」又は当該指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利、所有権の移転の登記にあつては「及び」とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一・五を削り、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第一号及び第三項第一号中「すべて」を「全て」に改める。

第八十四條中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第八十四條の五中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「限る」を「限る。次項において「登記の申請」という」に、「この条」を「この項」に、「五千円」を「三千円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、平成二十四年三月三十一日までに登記の申請を行うときにおける同項の規定の適用については、同項中「三千円」とあるのは、「四千円」とする。

第八十七條の五第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十七條の八第四項中「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改める。

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の五

第八十條第一項第二号ロ中「次号ロにおいて同じ」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加(これらの認定により増加した資本金の額として政令で定めるところにより計算した金額のうち三千億円を超える部分を除く。)) 千分の三・五

第八十條の二第一項第三号を次のように改める。

三 分割による株式会社設立又は資本金の額の増加 千分の三・五

第八十二條中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十二條の二の次に次の一条を加える。

(特定外貨埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十條の三 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第三條第一項の規定による国土交通大臣の指定を受けた株式会社(平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に、海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第三十八号)附則第四條第一項の規定により同法附則第三條第一項に規定する指定法人から特定外貨埠頭の管理運営に関する法律第二條第一項に規定する外貨埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理の業務の用に供する不動産として政令で定めるもの(以下この条において「外貨埠頭業務用不動産」という。))の出資を受けた場合には、当該出資に伴う当該外貨埠頭業務用不動産の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の十五とする。

第八十三條の見出しを「認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減」に改め、同条第一項中「認定事業者が」を「認定事業者(次項において「認定事業者」という。))が、認定民間都市再生事業計画(一)に「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、「認定計画」の下に「をいう。次項において同じ。))」を「をいう」の下に「次項において同じ」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 認定事業者が、認定民間都市再生事業計画に基づき都市再生特別措置法第二條第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に特定民間都市再生事業の用に供する建築物の建築(同法第二十一條第一項又は第二十四條第一項の規定による国土交通大臣の認定の日から三年以内(特定民間都市再生事業のうち政令で定めるものについては、五年以内)に於けるものに限る。))をした場合には、当該建築物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該建築物の所有権の保存の登記を受けるもの限り、登録免許税法第九條の規定にかかわらず、千分の一・五(平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に当該認定を受ける認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築する建築物の所有権の保存の登記にあつては、千分の二)とする。

第八十三條第三項及び第四項を削る。

第八十三條の二の見出し中「移転登記等」を「移転登記」に改め、同条第一項中「指名金銭債権の取得にあつては、平成二十三年六月三十日」を「又は指名金銭債権の取得をした場合」又は当該指名金銭債権の取得に伴う不動産の権利、所有権の移転の登記にあつては「及び」とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一・五を削り、同項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第二項第一号及び第三項第一号中「すべて」を「全て」に改める。

第八十四條中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

第八十四條の五中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「限る」を「限る。次項において「登記の申請」という」に、「この条」を「この項」に、「五千円」を「三千円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、平成二十四年三月三十一日までに登記の申請を行うときにおける同項の規定の適用については、同項中「三千円」とあるのは、「四千円」とする。

第八十七條の五第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第八十七條の八第四項中「第七項及び第八項」を「第九項及び第十項」に改める。

第四十三條の三を第四十三條の四とし、第四十三條の二の次に次の一条を加える。
 (外貨埠頭業務用不動産の範囲)
 第四十三條の三 法第八十二條の三に規定する政令で定める不動産は、同条の外貨埠頭の建設並びに貸付け及び改良、維持、災害復旧その他の管理の業務の用に供する不動産として国土交通大臣が定めるものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により同項に規定する不動産を定めるときは、これを告示する。
 第四十四條の三中「第八十四條の五第二号」を「第八十四條の五第一項第二号」に改める。
 第四十六條の十一を次のように改める。

(バイオエタノール等揮発油の製造場から除かれる場所)

第四十六條の十一 法第八十八條の七第一項に規定する政令で定める場所は、揮発油税法(昭和三十三年法律第五十五号)第十四條第六項の規定により揮発油(法第八十八條の五に規定する揮発油をいう。以下第四十八條の五までにおいて同じ)の製造場とみなされる場所のうち、次の各号のいずれかに該当する場所とする。

- 一 揮発油税法第十四條第一項第四号の規定による承認を受けた場所その他財務省令で定める場所(次号において「特定蔵置場」という。)以外の場所
- 二 特定蔵置場のうち、二以上の者が揮発油を混合して蔵置する場所その他の財務省令で定める場所

第四十六條の十二第一項中「掲げる」の下に「製造場の区分に応じ、当該各号に定める」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 法第八十八條の七第三項前段に規定する政令で定める事項は、同条第一項の規定の適用を受けようとする製造場の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 バイオエタノール等揮発油(法第八十八條の七第一項に規定するバイオエタノール等揮発油をいう。以下この条から第四十六條の十六まで、第四十六條の十八、第四十六條の二十二及び第四十六條の二十七において同じ)を製造する製造場 次に掲げる事項
- イ 届出者の住所及び氏名又は名称
- ロ バイオエタノール等揮発油の製造場の所在地及び名称
- ハ バイオエタノール等揮発油の製造の用に供するバイオエタノール(法第八十八條の七第一項第一号に規定するバイオエタノールをいう。次号、次条第一項並びに第四十六條の十六第一項、第二項及び第五項において同じ)又はエチルターシャリブチルエーテル(法第八十八條の七第一項第二号に規定するエチルターシャリブチルエーテルをいう。次号、次条第一項及び第四十六條の十六第三項から第五項までにおいて同じ)の別

- 二 法第八十八條の七第一項の規定の適用を開始する年月日
- ホ その他財務省令で定める事項

- 二 前号に掲げる製造場以外の製造場 次に掲げる事項
- イ 届出者の住所及び氏名又は名称
- ロ 法第八十八條の七第一項の規定の適用を受けようとする製造場の所在地及び名称
- ハ 法第八十八條の七第一項の規定の適用を受けようとするバイオエタノール等揮発油に混和されたバイオエタノール又はエチルターシャリブチルエーテルの別

- 二 法第八十八條の七第一項の規定の適用を開始する年月日
- ホ その他財務省令で定める事項

- 第四十六條の十三第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第六項中「証明済バイオエタノール等をいう。以下この項から第九項まで並びに第四十六條の七第一項に規定する証明済バイオエタノール等をいう。以下この項から第九項まで並びに第四十六條の十六第三項及び第五項において同じ)を」に改め、「次項及び」の下に「第八項並びに」を加え、同条第七項中(昭和三十三年法律第五十

五号)を削り、同条第九項中「又は第七項」の下に「若しくは第八項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」及び「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一条を加える。

8 揮発油税法第十四條第一項第三号又は第四号の規定に該当する揮発油(証明済バイオエタノール等が混和されたものに限る)をその製造場に移入した者は、同条第七項の規定により提出する書類に当該移入に係る揮発油の製造者から交付された書類で当該揮発油に混和された証明済バイオエタノール等に係る証明事項、証明事項の異なることの当該証明済バイオエタノール等の数量その他財務省令で定める事項が記載されたものの写しを添付し、これを同項に規定する所轄税務署長に提出しなければならない。

第五十條の三中「第九十條の八第一項」を「第九十條の八の二第一項」に改める。
 第五十條の五中「第九十條の八」を「第九十條の八の二」に改める。
 第五十四條の次に次の一条を加える。

(特別還付金の支給)

第五十四條の二 法第九十七條の二第五項第一号イ(2)に規定する政令で定める規定は、所得税法施行令第八十五條第一項又は第八十六條第一項の規定とする。
 2 法第九十七條の二第五項第一号ロ(1)に規定する政令で定める規定は、所得税法施行令第八十三條第一項又は第八十四條第一項の規定とする。

3 一の特定被相続人(法第九十七條の二第一項に規定する特定被相続人をいう。第六項において同じ)につき特定相続人(同条第一項に規定する特定相続人をいう。以下この条において同じ)が二人以上ある場合における特別還付金請求書(法第九十七條の二第三項に規定する特別還付金請求書をいう。以下この条において同じ)又は変更決定請求書(法第九十七條の二第二項に規定する変更決定請求書をいう。以下この条において同じ)の提出については、各特定相続人が連署による一の書面で提出しなければならない。ただし、他の特定相続人の氏名を付記して各別に提出することを妨げない。

4 前項ただし書の方法により特別還付金請求書又は変更決定請求書を出した特定相続人は、遅滞なく、他の特定相続人に對し、当該特別還付金請求書又は変更決定請求書に記載した事項の要領を通知しなければならない。

5 前二項の規定は、法第九十七條の二第四項に規定する相続人が二人以上ある場合における特別還付金請求書又は変更決定請求書の提出について準用する。

6 一の特定被相続人につき特定相続人が二人以上ある場合において、これらの特定相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長(国税審判官を含む)が発する書類(法第九十七條の二第一項に規定する特別還付金に関するものに限るものとし、滞納処分)その例による処分を含む)に関するものを除く)を受領する代表者をその特定相続人のうちから指定することができる。この場合において、その指定に係る特定相続人は、その旨を当該税務署長その他の行政機関の長(国税審判官の発する書類については、国税不服審判所長)に届け出なければならない。

7 前項の代表者の指定については、国税通則法第十三條第二項及び第三項の規定並びに国税通則法施行令第四條の規定を準用する。

8 法第九十七條の二第五項第一号ロに掲げる場合に該当する年分の特別還付金請求書又は変更決定請求書を提出する者は、当該特別還付金請求書又は変更決定請求書に記載した事項(変更決定請求書については、同条第十一項に規定する相違する事実に関するものに限る)に關して所得税法その他の所得税に関する法令の規定により法第二條第一項第十号に規定する確定申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示することとされている書類がある場合には、当該書類を当該特別還付金請求書若しくは変更決定請求書に添付し、又は当該特別還付金請求書若しくは変更決定請求書の提出の際提示しなければならない。

第二十三條の十一中「及び」を「及び同項に規定する」に改める。

第二十三條の十二第三項中「施行令第四十條の八の三第八項の規定により読み替えて適用する」と及び同條第十一項において準用する法第七十條の七の二第十四項第十号を削り、「計算した金額」の下に「当該金額が法第七十條の七の三第一項の規定により相続税の課税価格の計算の基礎に算入された同項前段の特例受贈非上場株式等の価額を超える場合には、当該特例受贈非上場株式等の価額を加え、同項第一号中「同項の二」を「当該」に改め、同條第四項中「第四十條の八の三第二十一項」を「第四十條の八の三第二十二項」に改め、同條第七項中「第四十條の八の三第二十五項」を「第四十條の八の三第六項」に、「第四十條の八の二第九項各号」を「第四十條の八の二第十項各号」に改め、同條第八項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同條に次の一項を加える。

第十号の規定を読み替えて適用する場合について準用する。

第二十三條の十七の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同條中「この項」を「この項に」と、「同規則」を「同令」に改め、同條に次の三項を加える。

2 法第七十條の十二第三項第一号に規定する財務省令で定める地域は、自然公園法施行規則（昭和三十一年厚生省令第四十一号）第九條の二第一号に規定する第一種特別地域とする。

3 法第七十條の十二第四項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 物納により取得した土地を相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。）により取得した者の氏名及び住所又は居所

二 物納に充てようとする土地の所在、地番及び面積

三 物納に充てようとする土地のうち法第七十條の十二第三項第二号に規定する風景地保護協定（次号及び次項において「風景地保護協定」という。）の目的となる土地の所在、地番及び面積

四 風景地保護協定に係る次に掲げる事項

イ 当該風景地保護協定の名称

ロ 当該風景地保護協定を締結した法第七十條の十二第三項第二号の被相続人（ハにおいて「被相続人」という。）の氏名及びその死亡の時に居る住所又は居所

ハ 当該風景地保護協定が被相続人と環境大臣との間で締結された年月日及び当該風景地保護協定の有効期間

五 その他参考となるべき事項

4 法第七十條の十二第四項に規定する財務省令で定める書類は、物納に充てようとする土地に係る風景地保護協定の写しとする。

第二十五條第一項中「第二十五條の三第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同條第二項第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改める。

第二十八條を削る。

第二十七條中「第七十五條の規定」を「第七十六條の規定」に、「第七十五條」を「第七十六條」に改め、同條第一号中「第七十五條第一号」を「第七十六條第一号」に改め、同條第二号中「第七十五條第二号」を「第七十六條第二号」に改め、同号イ中「第七十五條の」を「第七十六條の」に改め、同号ロ中「第七十五條第三号」を「第七十六條第三号」に改め、同号ハ中「第七十五條」を「第七十六條」に改め、同條第二十八條とする。

第二十六條中「第七十四條」を「第七十五條」に改め、同條を第二十七條とする。

第二十五條の三第一項中「第七十三條の二第二項」を「第七十四條第二項」に改め、同條第二項及び第三項中「第七十三條の二第二項」を「第七十四條第二項」に改め、同條を第二十八條とする。

第二十九條の見出し中「場合等」を「場合」に改め、同條第一項中「第七十七條第一項」を「第七十七條」に、「同項」を「同條」に、「第四十二條の五第一項」を「第四十二條の四第一項」に、「第四十二條の五第二項」を「第四十二條の四第二項」に改め、同條第二項中「第七十七條第一項」を「第七十七條」に改め、同條第三項を削る。

第三十條第一項中「第八項」を「第六項」に改め、同條第二項を削る。

第三十條の二第一項第三号中「第四十二條の七第二項」を「第四十二條の六第二項」に改め、同條第三項中「第八項」を「第六項」に改め、同條第三項を削り、同條第四項中「第四十二條の七第二項」を「第四十二條の六第一項」に改め、同條第五項中「第四十二條の七第三項各号」を「第四十二條の六第三項各号」に改め、同條第一号中「第四十二條の七第三項第一号」を「第四十二條の六第三項第一号」に改め、同條第二号中「第四十二條の七第三項第一号」を「第四十二條の六第三項第二号」に改め、同條を同條第四項とする。

第三十條の三第二項中「第八項」を「第六項」に改め、同條第三項を削り、同條第四項を同條第三項とする。

第三十一條第四項中「第四十二條の六」を「第四十二條の五」に改め、同條第六項中「第四項の」を「第三項の」に、「同條第四項」を「同條第三項」に改める。

第三十一條の三の次に次の一項を加える。

（特定外資埠頭管理運営会社が指定法人からの出資に伴い土地等取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減を受けるための手続）

第三十一條の三の二 法第八十二條の三の規定の適用を受けようとする株式会社は、その登記の申請書に、当該登記が同條の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る不動産を取得した株式会社と同條に規定する国土交通大臣の指定を受けた株式会社であること、当該不動産が同條に規定する外資埠頭業務用不動産であること及び当該不動産が同條に規定する指定法人から出資を受けたものであること並びに当該出資があつた日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一條の四の見出しを「（認定民間都市再生事業計画に基づき建築物を建築した場合の所有権の保存登記の税率の軽減を受けるための手続）」に改め、同條第一項中「当該建築物」を「当該登記に係る建築物」に改め、「登記に係る」を削り、「認定計画」を「認定民間都市再生事業計画」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 法第八十三條第二項の規定の適用を受けようとする者は、その登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての国土交通大臣の証明書で、当該登記に係る建築物を建築した者が同項に規定する認定事業者であること、当該建築物が同項に規定する特定都市再生緊急整備地域内に所在すること及び当該建築物が当該認定事業者により同條第一項に規定する特定民間都市再生事業のうち施行令第四十三條の四第二項に定めるものの用に供するために建築されたものであること並びに法第八十三條第一項に規定する認定民間都市再生事業計画について国土交通大臣の認定を受けた日及び当該認定事業者が当該建築物を建築した日の記載があるものを添付しなければならない。

第三十一條の四第三項及び第四項を削る。

第三十一條の五の見出し中「移転登記等」を「移転登記」に改め、同條第一項中「又は指名金銭債権の取得」を削り、「及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」を「同号ハに規定する特定不動産の割合（当該不動産の取得をすることにより同項第二号ロに掲げる要件に該当することとなる場合にあつては、当該不動産の取得後の当該特定不動産の割合）及び当該取得をした建築物のうち倉庫の用に供する部分がある場合にあつては、当該建築物の床面積に占める倉庫以外の用に供する部分の床面積の割合（以下この条において「倉庫以外の床面積の割合」という。）」に改め、又は当該指名金銭債権を削り、同項各号を削る。

第三十七條の五第一項中「第四十六條の十二第二項第五号」を「第四十六條の十二第二項第一号ホ」に改め、同項第二号中「次項」を「第三項」に改め、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 施行令第四十六條の十二第二項第一号ホに規定する届出書に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該届出書を提出する者が製造場から移出するバイオエタノール等揮発油の規格及び規格ごとの一年間の移出見込数量

二 法第八十八條の七第一項の規定の適用を受けようとするバイオエタノール等揮発油の調達方法

三 その他参考となるべき事項

第三十七條の五を第三十七條の五の二とし、第三十七條の四の次に次の一項を加える。

（バイオエタノール等揮発油の製造場から除かれる場所等）

第三十七條の五 施行令第四十六條の十一第一号に規定する財務省令で定める場所は、揮発油税法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第三十号）第一条第一号に掲げる場所とする。

○国土交通省告示第六百九十六号

租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第四十三条の三に規定する国土交通大臣が定めたものは、次に掲げる不動産とする。

平成二十三年六月三十日

国土交通大臣 大島 章宏

- 一 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第二条第一項第一号に規定する岸壁
- 二 前号の岸壁に近接する岸壁であつて自動車の積込み及び取卸し並びに旅客の乗船及び下船のために自動車航送船(主として輸出入に係る貨物の輸送に供されるものに限る。以下この号から第四号までにおいて同じ。)に係留するためのもの
- 三 前二号の岸壁に係留される船舶に係る輸出入に係る貨物の荷さばきを行うため又は前号の岸壁に係留される自動車航送船に係る積込み若しくは取卸しをする自動車を待機させ若しくは整理するための固定的な施設
- 四 第二号の岸壁に係留される自動車航送船に係る固定的な旅客施設
- 五 前各号の施設の機能を確保するための護岸及び港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第五項第四号に掲げる臨港交通施設
- 六 前各号の施設の敷地の用に供する不動産

附則

この告示は、公布の日から施行する。